

居宅介護支援事業所重要事項説明書

(令和6年4月現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0470-36-3211

管理責任者 長谷川貴史

担当：介護支援専門員 佐久間京子・座間敦子・山田洋治

(ご不明な点は、おたずねください。)

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	三芳光陽園指定居宅介護支援事業所
所在地	千葉県南房総市上堀280番地
指定居宅介護支援事業者番号	千葉県1278000029号
サービスを提供する地域	南房総市 館山市 鋸南町 鴨川市 その他
サービス利用定員	介護支援専門員1名につき45名未満

(2) 事業所の職員体制

主任介護支援専門員（管理者）	1名
介護支援専門員 常勤専従	2名
介護支援専門員 常勤兼務	1名

(3) 営業時間

月曜日～土曜日 午前8時00分から午後5時00分まで

※日曜日・1月1日から1月3日は休業

但し、緊急時の場合、下記連絡先にて24時間連絡を受け付けます

(24時間電話対応)

連絡先電話番号 0470-36-3211

3. 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れ

①居宅サービス計画作成等サービス利用申込み ②家庭訪問 ③居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して説明 ④居宅サービス計画等に関する契約書締結 ⑤利用者の解決すべき課題の把握 ⑥サービス提供事業者の内容や料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます ⑦提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画原案作成 ⑧サービス提供事業者等とサービス利用の調整 ⑨居宅サービス計画に沿ってサービス利用票、サービス提供票の作成 ⑩利用者への説明と同意の確認 ⑪サービス利用 ⑫サービスの実施状況の把握(必要に応じて計画の変更や調整を行う)

4. 利用料金

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1カ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数45件未満の場合

介護度別	1ヶ月あたり
要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

② 初回加算

初回に居宅サービス計画を策定した場合 要支援者が要介護認定を受けた場合 要介護状態区分が2段階以上変更した場合	3,000円
---	--------

③ 入院時情報連携加算

当該利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該医療機関の職員に対して当該利用者に関わる必要な情報を提供した場合	〈入院日〉 入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円
	〈入院後3日以内〉 入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円

④ 特定事業所加算Ⅲ

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1月につき）	3, 230円
---	---------

⑤ 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該医療機関の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行なった場合	2, 000円 (月2回限度)
---	--------------------

⑥ 退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、医療機関等の職員と面談し、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合 ※入院医療機関の医師等以外に、在宅療養担当医師等、歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーションの看護師、介護支援専門員等、計4者以上参加必要有り ※初回加算を算定する場合は、退院・退所加算は算定しない	〈カンファレンス参加無〉 連携1回 450単位 連携2回 600単位 〈カンファレンス参加有〉 連携1回 600単位 連携2回 750単位 連携3回 900単位 ※1単位：10円
--	---

⑦ 通院時情報連携加算

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等を利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録 利用者1人につき、1月に1回の算定を限度	1月につき50単位 ※1単位：10円
--	---------------------------

⑧ 居宅支援ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者(在宅訪問後 24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む) ・ 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行なうことが出来る体制を整備 ・ 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、利用者又はその家族の同意を得て居宅を訪問し、利用者の心身の状態等を記録の実施 ・ 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供 24 時間連絡先： 0 4 7 0－3 6－3 2 1 1	4, 0 0 0 円
---	------------

⑨ 減算

特定事業所集中減算	2, 0 0 0 円減算
運営基準減算（減算要件に該当した場合）	基本単位の 5 0 %を算定
上記運営基準減算が 2 ヶ月以上継続している場合	所定単位数は算定しない
業務継続計画未実施減算（感染症若しくは災害のいづれか又は両方）	（施設・居宅系サービス） 所定単位数の 3 / 1 0 0 の減算 （その他のサービス） 所定単位数の 1 / 1 0 0 の減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1 / 1 0 0 の減算

【特定事業所集中減算の要件】

正当な理由なく当該事業所において、6 ヶ月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、特定の事業所の割合が 80%以上である場合に減算。ただし、一定の条件を満たす場合を除く。

（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）

【運営基準減算の要件】

- * サービス担当者会議の開催または担当者に対する照会を行っていない場合。
- * 居宅サービス原案を利用者または家族に説明し、文章により利用者の同意を得た上で、計画を利用者及び担当者に交付していない場合。
- * 特段の理由なく 1 ヶ月に 1 度、利用者の居宅を訪問して、利用者に面接していない場合。
- * モニタリングをしていない状態が 1 ヶ月以上継続している場合。

⑩ 解約料

利用者の都合により解約した場合、下記料金表のとおり解約金を頂きます。

居宅サービス計画作成段階での途中解約	全 額（自己負担）
千葉県国保連合会へ給付管理票の提出終了後の解約	無 料

⑪ 要介護認定等の申請に係る援助

要介護認定等の申請代行の料金は無料です。

⑫ 交通費

交通費は、無料です。但し、指定区域外ではこの限りではありません。

（k m 当り 2 0 円の交通費がかかります）

5. 支払い方法

料金が発生する場合、月毎の精算とし翌月 1 0 日までに前月分の請求書を発行致しますので 1 5 日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行致します。お支払い方法は、現金払いとします。

6. サービスの利用方法

①サービスの利用開始

当事業所職員が自宅訪問し、契約を締結したのちサービスの提供を開始致します。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足、規模縮小等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合には、終了 1 ヶ月前までに文書で通知し、ともに地域の他の居宅介護支援事業者を紹介致します。

③自動終了

以下の場合、双方いずれの通知がなくても、自動的に終了します。

- *利用者の要介護認定により非該当(自立)及び要支援と認定された場合
- *利用者が介護保険施設等に入所（入院）した場合
- *医療機関に長期入院し退院の見込みが無い場合
- *利用者が死亡した場合

④その他

利用者や家族等が当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続難しいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

7. 運営の方針

- ①利用者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活が営むことができるという介護保険の基本目標を踏まえ、適正なケアマネジメントを行います。
- ②在宅生活を送る利用者が介護を必要となっても住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、介護・保健・福祉・医療等の多様な事業から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように配慮します。
- ③保険者・医療機関・地域包括支援センター・居宅サービス事業者・介護保険施設等との連携に努めます。
- ④利用者の意思及び人格を尊重し、提供する居宅介護サービスが特定の種類、事業所に不当に偏ることがないように、公平・中立に行います。
- ⑤利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行ないます。
- ⑥医療と介護の連携の強化をはかります。
 - *居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼し、入院時における医療機関との連携を促進します。
 - *入院時や退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行い医療と介護の連携の強化・推進をはかります。
 - *訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に、介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑦認知症、独居、寝たきり等の介護保険被保険者、またはその家族の方々の介護に関する不安や悩みについて介護支援専門員と一緒に考え、個人にあった生活を送って頂ける様にお手伝いさせていただきます。

8. サービス利用のために

事 項	有	無	備 考
介護支援専門員の変更	○		変更を希望される方は申し出下さい
調査(課題分析)の方法	○		居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員への研修の実施	○		年 1 回～ 5 回実務研修を実施

9. 居宅介護支援の業務範囲外の内容

介護支援専門員は、ケアプラン作成やサービス調整等を行いますが、下記に示すような業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等の紹介をいたします。

（救急車への同乗・入退院時の手続き・生活用品調達等の支援・家事代行業務
直接の身体介護・金銭管理）

10. 公正中立なケアマネジメントの確保

介護支援専門員はケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、利用者に複数の事業所紹介や説明を実施します。又前6か月のケアプランにおける訪問介護等の利用割合について別途資料について説明します。

11. 利用者の虐待防止への措置

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者の選定

＊虐待防止に関する担当者（長谷川貴史）

② 成年後見制度利用の支援

③ 虐待防止を啓発、普及するための研修

12. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供が受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置（併設施設に準ずる）

感染症の発生及びまん延防止の為に下記の措置を講じます。

① 感染症防止に関する担当者の選定

＊感染症防止に関する担当者（長谷川貴史）

② 感染症対策委員会の開催

③ 感染症及びまん延防止の為に指針整備

④ 感染症及びまん延防止の為に研修

14. 身体拘束等の原則禁止措置（併設施設に準ずる）

利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

① 身体拘束廃止委員会の開催

② 身体拘束廃止の研修

15. サービス内容に関する苦情

苦情申立の窓口

三芳光陽園指定居宅介護支援事業所 長谷川貴史・佐久間京子・座間敦子	所 在 地：千葉県南房総市上堀２８０ 電話番号：０４７０－３６－３２１１
【市町村（保険者）の窓口】 南房総市役所三芳分庁舎 健康支援課	所 在 地：千葉県南房総市谷向１００ 電話番号：０４７０－３６－１１５２
館山市役所 高齢者福祉課 介護保険係	所 在 地：千葉県館山市北条１１４５－１ 電話番号：０４７０－２２－３４８９
鋸南町保健福祉総合センター すこやか 保健福祉課	所 在 地：千葉県安房郡鋸南町保田５６０ 電話番号：０４７０－５０－１１７１
鴨川市総合保健福祉会館 健康推進課	所 在 地：千葉県鴨川市八色 887－１ 電話番号：０４－７０９３－７１１１
【公的団体の窓口】 千葉県国民健康保険団体連合会	所 在 地：千葉市稲毛区天台６－４－３ 電話番号：０４３－２５４－７４０９

16. 三芳光陽園指定居宅介護支援事業所の概要

(名称) 社会福祉法人 薄光会
 (代表者役職氏名) 理事長 栗原 祥浩
 (本部所在地) 千葉県富津市湊１０７０－３
 (電話番号) ０４３９－６７－３７１１
 (事業所所在地) 千葉県南房総市上堀２８０
 (電話番号) ０４７０－３６－３２１１
 (定款の目的に定めた事業)

- ①介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三芳光陽園
- ② 三芳光陽園指定居宅介護支援事業
- ③ 三芳光陽園指定短期入所生活介護事業
- ④ 三芳光陽園指定通所介護事業
- ⑤ 三芳光陽園日常生活支援総合事業
- ⑥ 公益事業（南房総市高齢者「食」の自立支援事業）